

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
定款		定款	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（会員に対する制裁） 第 1 2 条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。 一～五 （略） 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針 <u>その他本機関が定める規程</u> に違反したとき 七 （略） 2 ～ 5 （略）	（会員に対する制裁） 第 1 2 条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。 一～五 （略） 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針 <u>その他本機関が定める規程等</u> に違反したとき 七 （略） 2 ～ 5 （略）
（再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金） 第 5 6 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、 <u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u> から、納付金を徴収する。 2 ～ 4 （略）	（再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金） 第 5 6 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、 <u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u> から、納付金を徴収する。 2 ～ 4 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

この定款は、令和 8 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。